

# 定期的な消毒による防疫の徹底を！



平成30年11月8日

## 鶏舎及び鶏舎周囲の消毒を実施しましょう

### ～ 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のために ～

一昨冬は、県内を含め全国で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しました。今年度も渡り鳥の飛来する季節となり、野鳥の侵入防止対策等、発生を未然に防ぐことが非常に重要です。発生防止措置として消石灰を配布しますので、消毒の実施をお願いします。

#### ○ 消毒の通知

家畜伝染病予防法第9条に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため岐阜県が告示をします。

#### ○ 実施する区域及び期日

県内全域の100羽以上の家きん飼養農場は平成30年11月12日から11月30日までの期間に消毒を実施してください。

#### ○ 消毒方法及び面積

消石灰で鶏舎周囲及び農場外縁部を消毒してください

消石灰は20kg袋で配布しますので、1m<sup>2</sup>あたり約0.5kgを散布してください。

特に、野鳥が飛来しやすい水場等がある場合は、水抜きを行う、テグスを張る、周囲の消石灰散布量を増やす等の対応をお願いします。

#### ○ 農場周辺への配慮

散布にあたっては、飛散・河川への流入等、周辺環境に注意してください。

- ・ 消毒方法は裏面「**消石灰散布のイメージ**」を参考にしてください。
- ・ 消石灰の手配は当所が行います。
- ・ 配布方法等については別途お伝えします。
- ・ ご不明な点等は防疫担当(山田、杉本、三輪)までお問い合わせください。

**今後とも、本病の発生予防のため「飼養衛生管理基準」の遵守・徹底をよろしくお願いします！**



鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

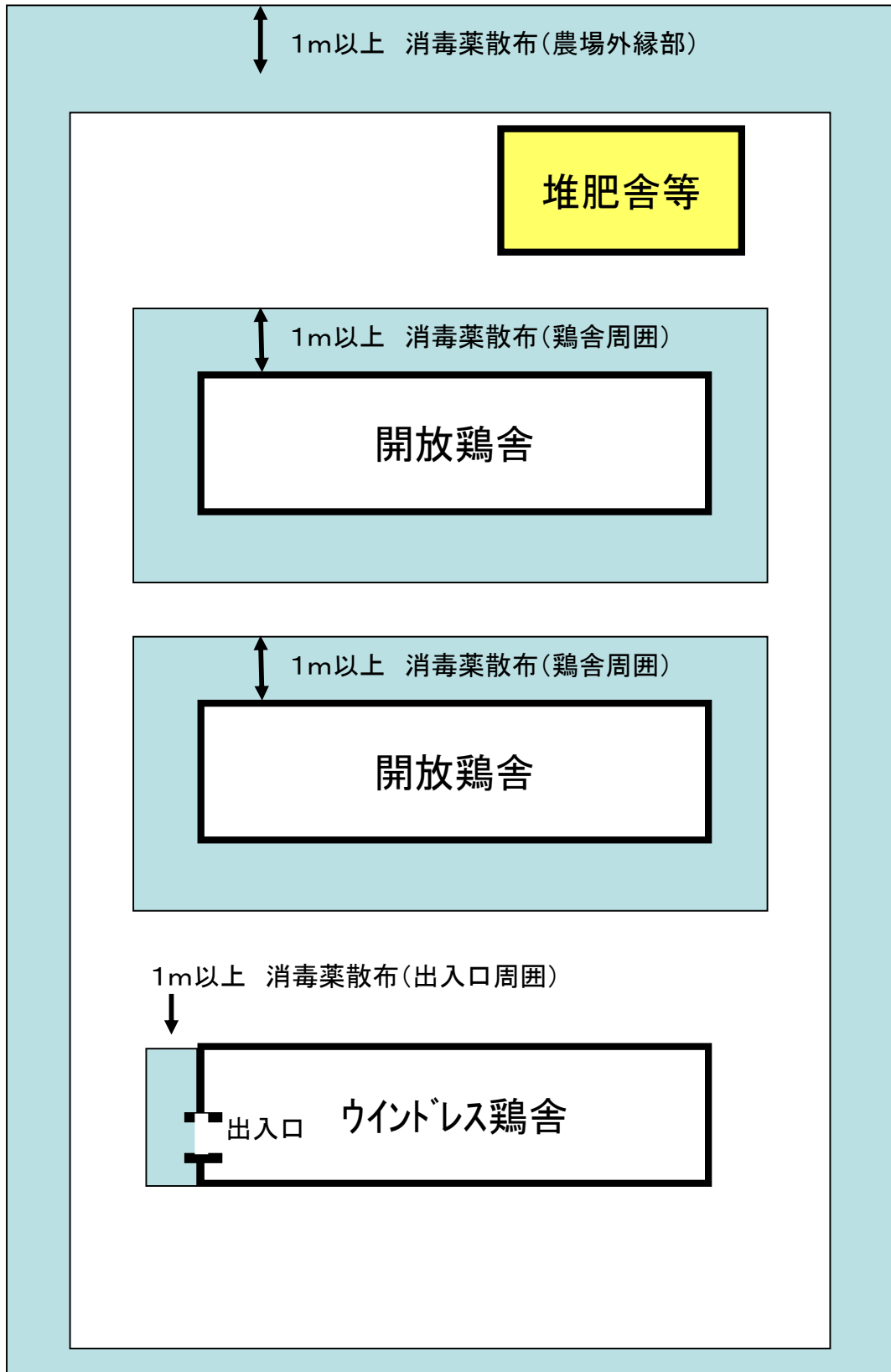
中央家畜保健衛生所

TEL(058)201-0530 FAX 201-0531 E-mail:c24502@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

# (参考) 消石灰散布のイメージ

農場敷地



・消毒薬散布量: 約 $0.5\text{kg}/\text{m}^2$